

南仏在留邦人の皆様へ  
＜緊急事態に向けての当館取り組みと、皆様へのお願い＞

平成26年1月7日  
在マルセイユ日本国総領事館

1. 在留邦人が巻き込まれた、最近の海外重大事件等

(1) アルジェリア人質事件

昨年1月16日にイナメナスで発生した本事件では、8カ国37名、日本人技術者10名の尊い命が奪われる事態となりました。

本事件の教訓として、日本政府・外務省により以下のような対策が執られることとなりました。

- ・在外邦人等輸送に関する自衛隊法の改正（昨年11月22日施行）
- ・地域専門家らによる海外緊急展開チームの編成
- ・国際テロリズム緊急展開班の派遣体制の強化
- ・防衛駐在官の新規派遣等、専門家拡充による情報収集・分析の体制強化

(2) フィリピン台風被害

昨年11月8日フィリピンに上陸した台風により、大勢の方が犠牲となりました。レイテ島・サマル島に住む在留邦人133名の安否確認作業は難航し、同月30日に最後の1名と連絡がつき全員の無事を確認しました。

この災害では、電話やメールなどの手段が使えない状態での安否確認等の困難さ、そして在留届記載の邦人基本情報の重要性を再認識させられることとなりました。

2. 当館の取り組み

南仏においても、テロや自然災害が起こり得るリスクとして挙げられますが、これらは現時点で明示的脅威には至っておりません。他方、こういった事象は前兆なく突如発生する可能性が高いため、日頃からの入念な準備が必要と考えます。

当館では、いつ何時緊急事態が発生しても邦人援護のため即時対応できるよう、以下に重点を置いて業務を推進して参ります。

- ・治安に関する情報の収集・分析
- ・在留邦人情報の把握と更新（安否確認時に必須）
- ・日系企業、邦人団体との連携強化

3. 在留邦人の皆様へのお願い事項

上記2.にて在留邦人の皆様の安全対策に関する当館取り組みをご説明しましたが、この取り組みは皆様のご協力なしには達成できません。本趣旨をご理解の上、特に以下事項につきご協力頂きますよう、よろしくお願い致します。

- ・在留届情報の更新（特に住所、電話番号、メールアドレス）
- ・メールマガジン登録
- ・治安関連情報（噂や「兆し」でも結構です）入手の際の、当館への情報提供（当館にて、頂戴した情報の真偽及び詳細につき確認作業を行います）

＜在マルセイユ日本国総領事館の連絡先＞

メール：[cgm8@my.mofa.go.jp](mailto:cgm8@my.mofa.go.jp)

電話：04 91 16 81 81

（受付時間 9：00～12：30、13：45～17：00）

※受付時間外の場合でも、緊急連絡事項がございましたら当館電話番号までご連絡願います（委託会社経由で領事担当官が当該事態を把握します）。